

【富山県税理士協同組合 組合員・賛助会員について】

組合への加入資格は

- ①開業税理士
- ②所属税理士
- ③法人社員税理士
- ④税理士法人（主たる）
- ⑤税理士法人（従たる）※富山県内に主たる事務所がある場合
- ⑥税理士法人（従たる）※富山県外に主たる事務所がある場合
によって異なります。

組合加入資格と税理士登録区分の対応関係

登録区分 \ 組合加入資格	組合員	賛助会員
①開業税理士	○	×
②所属税理士	×	○
③法人社員税理士	×	○
④税理士法人（主たる）	○	×
⑤税理士法人（従たる） ※ <u>富山県内</u> に主たる事務所がある場合	×	×
⑥税理士法人（従たる） ※ <u>富山県外</u> に主たる事務所がある場合 ※従たる事務所が富山県内に複数ある場合 にはその内の 1 事務所のみ加入可	○	×

○…加入できる ×…加入できない

組合員・賛助会員の権利等

資格	組合員	賛助会員
議決権	あり	なし
配当の権利（配当実績なし）	あり	なし
研修会等の事業への参加	組合員価格	組合員に同じ
慶弔制度の適用	あり	あり
出資金	10万円	なし
預り金	10万円	10万円

※出資金、預り金は組合を脱退される際に全額お返ししております。

※組合加入の税理士法人の代表 1 名は組合員資格を保有し、
賛助会員としての加入は不要です。